

一般社団法人駄可笑屋敷プロジェクト 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人駄可笑屋敷プロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、主に地域に住む子どもたちに対し、子どもと地域の交流拠点の立ち上げ及び運営事業、地域・企業と連携したイベント事業を通じて、その地域の持つ価値を届けることで、地域と子どもの関係を構築し、生まれた家庭環境に関わらず、子どもが多様な価値観と経験にアクセスすることができ、地域の子どもを地域全体で見守る社会の実現に寄与することを目的とするとともに、子どもが安心して過ごすことのできる地域を形成することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 児童又は青少年の育成事業
- 2 職業体験事業
- 3 人材の育成、能力開発を目的とする教育事業
- 4 地域住民との交流事業
- 5 地域価値向上に資するまちづくりに関する協議・調整
- 6 地域のコミュニティ形成に関する事業
- 7 まちづくりに関する諸活動
- 8 社会教育の推進を図る事業
- 9 物品販売業
- 10 広告、広報事業
- 11 広告、広報に関する企画及び制作事業
- 12 イベント及びセミナーの企画、作成、運営に関する事業
- 13 地域の連携を円滑にするための業務の引き受け
- 14 その他当法人の目的を達するために必要な事業

第3章 社 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(社員の資格取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員が同意したとき。

(退社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)法令、定款等に違反したとき。
- (2)当法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 社員の除名に関する事項
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間以内に各社員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

2 作成した議事録は、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 役 員

(役員)

第 22 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上、10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事、1 名を副代表理事、2 名以内を専務理事とすることができる

3 理事のうち、2 名以内を法人法第 91 条 1 項 2 号に規定する業務を執行する理事とすることができる。

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、副代表理事及び専務理事は理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 第 2 項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故

があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その理事が職務を代行する。

6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を調査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、代表理事、副代表理事及び専務理事並びに監事には、社員総会で定めるところにより、その業務の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その業務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があったときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の決議については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した議長及び理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 7 章 運営組織

(事務局)

第 36 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(学生組織等)

第 37 条 当法人は、事業の円滑な運営を図るため、社員総会の決議を経て、必要に応じた学生組織及びプロジェクトチーム等の運営組織を設置することができる。

2 その組織運営に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

第 8 章 基金

(基金の拠出等)

第 38 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 9 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が書類を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所等に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書(正味財産増減計算書)
- ⑤貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 42 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 44 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 46 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。

(設立時の役員)

第 47 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- 設立時理事 久我凜太郎、平間大夢、波多野鈴、清水協
- 設立時代表理事 久我凜太郎
- 設立時監事 篠原茜音

(設立時社員の氏名及び住所)

第 48 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都小平市上水本町 [REDACTED]

設立時社員 久我凜太郎

住所 神奈川県座間市栗原中央

設立時社員 波多野鈴

(法令の準拠)

第 49 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人駄可笑屋敷プロジェクト設立のため、設立時社員久我凜太郎、波多野鈴は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6 年 10 月 18 日

設立時社員 久我凜太郎

設立時社員 波多野鈴